

香川県条例第36号

公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 (公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給料表) 第5条 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条の6 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p>	<p>(給料表) 第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 高等学校等教育職給料表 (別表第1) (2) 中学校及び小学校教育職給料表 (別表第2)</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>)を乗じて得た額の総額</p>

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100分の50 (特定管理職員にあつては、100分の60) を乗じて得た額の総額

3～5 略

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100分の45 (特定管理職員にあつては、100分の55) を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	略
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	
	8	176,000	219,100	283,400	略	
	9	177,700	220,900	285,500		
	10	179,800	222,800	287,800		
	11	181,800	224,700	290,100		
	12	183,700	226,600	292,200		
	13	185,600	228,100	294,600		
	14	187,700	230,100	296,400		
	15	189,800	232,100	298,300		
	16	191,900	234,100	300,000		
	17	194,100	235,900	301,800		
	18	196,400	238,600	304,100		
	19	198,900	241,300	306,300		
	20	201,200	244,000	308,700		
	21	203,600	246,600	310,900		
	22	205,200	249,400	313,300		
	23	206,900	252,000	315,500		
	24	208,600	254,700	318,100		
	25	210,100	257,000	320,500		
	26	211,600	259,400	322,800		
	27	213,300	261,900	325,000		
	28	214,900	264,100	327,100		
	29	216,400	266,600	329,200		
	30	218,100	268,900	330,800		
	31	219,800	271,100	332,400		
	32	221,500	273,200	略		
	33	222,900	275,300			
	34	224,700	277,500			
	35	226,500	279,600			
	36	228,200	281,500			
	37	229,700	283,800			
	38	231,500	285,500			
	39	233,300	287,400			
	40	235,100	289,200			
	41	236,800	290,600			
	42	238,500	292,700			
	43	240,100	294,700			
	44	241,700	296,900			
	45	242,900	298,900			
	46	244,200	301,300			
	47	245,500	303,500			
	48	246,600	306,100			
	49	247,900	308,300			
	50	249,300	310,700			
	51	250,500	313,000			
	52	251,900	315,200			

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	略
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	
	8	171,600	215,700	280,500	略	
	9	173,300	217,500	282,600		
	10	175,400	219,400	284,900		
	11	177,400	221,300	287,300		
	12	179,400	223,200	289,400		
	13	181,300	224,700	291,800		
	14	183,500	226,700	293,800		
	15	185,700	228,700	295,700		
	16	187,900	230,700	297,700		
	17	190,100	232,500	299,800		
	18	192,700	235,200	302,200		
	19	195,200	237,900	304,700		
	20	197,700	240,600	307,400		
	21	200,200	243,200	309,600		
	22	201,900	246,000	312,000		
	23	203,600	248,600	314,200		
	24	205,300	251,300	316,800		
	25	206,800	253,800	319,400		
	26	208,300	256,200	321,700		
	27	210,000	258,700	323,900		
	28	211,600	261,000	326,000		
	29	213,100	263,600	328,200		
	30	214,800	266,000	329,900		
	31	216,500	268,200	332,000		
	32	218,200	270,400	略		
	33	219,600	272,500			
	34	221,400	274,700			
	35	223,200	276,900			
	36	225,000	278,800			
	37	226,500	281,100			
	38	228,300	283,000			
	39	230,100	284,900			
	40	231,900	286,900			
	41	233,600	288,600			
	42	235,300	290,900			
	43	236,900	293,200			
	44	238,500	295,700			
	45	239,900	297,700			
	46	241,200	300,100			
	47	242,500	302,300			
	48	243,700	304,900			
	49	245,100	307,200			
	50	246,600	309,600			
	51	247,800	311,900			
	52	249,300	314,100			

53	<u>253,000</u>	<u>317,300</u>		
54	<u>254,200</u>	<u>319,100</u>		
55	<u>255,500</u>	<u>320,700</u>		
56	<u>256,500</u> 略			
57	<u>257,800</u>			
58	<u>258,500</u>			
59	<u>259,600</u>			
60	<u>260,600</u>			
61	<u>261,700</u>			
62	<u>262,600</u>			
63	<u>263,700</u>			
64	<u>264,500</u>			
65	<u>265,800</u>			
66	<u>267,200</u>			
67	<u>268,600</u>			
68	<u>270,200</u>			
69	<u>271,500</u>			
70	<u>272,800</u>			
71	<u>274,100</u>			
72	<u>275,400</u>			
73	<u>276,400</u>			
74	<u>277,600</u>			
75	<u>278,900</u>			
76	<u>279,900</u>			
77	<u>280,800</u>			
78	<u>281,800</u>			
79	<u>282,800</u>			
再任用職員	略			

備考 略

53	<u>250,400</u>	<u>316,300</u>		
54	<u>251,600</u>	<u>318,300</u>		
55	<u>253,000</u>	<u>320,300</u>		
56	<u>254,000</u> 略			
57	<u>255,300</u>			
58	<u>256,300</u>			
59	<u>257,400</u>			
60	<u>258,600</u>			
61	<u>259,900</u>			
62	<u>260,900</u>			
63	<u>262,300</u>			
64	<u>263,400</u>			
65	<u>264,700</u>			
66	<u>266,100</u>			
67	<u>267,500</u>			
68	<u>269,100</u>			
69	<u>270,500</u>			
70	<u>271,800</u>			
71	<u>273,100</u>			
72	<u>274,400</u>			
73	<u>275,500</u>			
74	<u>276,700</u>			
75	<u>278,000</u>			
76	<u>279,000</u>			
77	<u>280,200</u>			
78	<u>281,400</u>			
79	<u>282,600</u>			
再任用職員	略			

備考 略

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	略
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	
	24	208,600	226,600	318,100	略	
	25	210,100	228,100	320,500		
	26	211,500	230,100	322,800		
	27	213,100	232,100	325,000		
	28	214,600	234,100	327,100		
	29	216,300	235,900	329,200		
	30	218,000	238,600	330,800		
	31	219,700	241,300	332,400		
	32	221,400	244,000	略		
	33	222,700	246,600			
	34	224,400	249,400			
	35	226,100	252,000			
	36	227,700	254,700			
	37	229,100	257,000			
	38	230,800	259,400			
	39	232,500	261,900			
	40	234,200	264,100			
	41	235,800	266,600			
	42	237,500	268,900			
	43	239,100	271,100			
	44	240,700	273,200			
	45	242,300	275,300			
	46	243,800	277,500			
	47	245,100	279,600			
	48	246,400	281,500			
	49	247,500	283,800			
	50	248,800	285,500			
	51	250,200	287,400			
	52	251,300	289,200			

再任用職員以外の職員

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	略
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	
	24	205,300	223,200	316,800	略	
	25	206,800	224,700	319,400		
	26	208,200	226,700	321,700		
	27	209,800	228,700	323,900		
	28	211,300	230,700	326,000		
	29	213,000	232,500	328,200		
	30	214,700	235,200	329,900		
	31	216,400	237,900	332,000		
	32	218,100	240,600	略		
	33	219,400	243,200			
	34	221,100	246,000			
	35	222,800	248,600			
	36	224,500	251,300			
	37	225,900	253,800			
	38	227,600	256,200			
	39	229,300	258,700			
	40	231,000	261,000			
	41	232,600	263,600			
	42	234,300	266,000			
	43	235,900	268,200			
	44	237,500	270,400			
	45	239,200	272,500			
	46	240,700	274,700			
	47	242,000	276,900			
	48	243,400	278,800			
	49	244,600	281,100			
	50	246,000	283,000			
	51	247,400	284,900			
	52	248,600	286,900			

再任用職員以外の職員

53	<u>252,400</u>	<u>290,600</u>			
54	<u>253,800</u>	<u>292,700</u>			
55	<u>254,800</u>	<u>294,700</u>			
56	<u>255,800</u>	<u>296,900</u>			
57	<u>257,000</u>	<u>298,900</u>			
58	<u>258,000</u>	<u>301,300</u>			
59	<u>259,100</u>	<u>303,500</u>			
60	<u>260,100</u>	<u>306,100</u>			
61	<u>261,300</u>	<u>308,300</u>			
62	<u>262,000</u>	<u>310,700</u>			
63	<u>262,900</u>	<u>313,000</u>			
64	<u>263,500</u>	<u>315,200</u>			
65	<u>264,500</u>	<u>317,300</u>			
66	<u>265,900</u>	<u>319,100</u>			
67	<u>267,000</u>	<u>320,700</u>			
68	<u>268,300</u>	略			
69	<u>269,800</u>				
70	<u>271,300</u>				
71	<u>272,600</u>				
72	<u>274,000</u>				
73	<u>274,800</u>				
74	<u>275,800</u>				
75	<u>277,000</u>				
76	<u>278,000</u>				
77	<u>279,200</u>				
78	<u>280,200</u>				
79	<u>281,400</u>				
80	<u>282,300</u>				
81	<u>283,500</u>				
82	<u>284,300</u>				
83	<u>285,300</u>				
略	略				
再任用職員	略				
備考	略				

53	<u>249,700</u>	<u>288,600</u>			
54	<u>251,100</u>	<u>290,900</u>			
55	<u>252,300</u>	<u>293,200</u>			
56	<u>253,300</u>	<u>295,700</u>			
57	<u>254,500</u>	<u>297,700</u>			
58	<u>255,700</u>	<u>300,100</u>			
59	<u>256,800</u>	<u>302,300</u>			
60	<u>258,000</u>	<u>304,900</u>			
61	<u>259,400</u>	<u>307,200</u>			
62	<u>260,200</u>	<u>309,600</u>			
63	<u>261,400</u>	<u>311,900</u>			
64	<u>262,300</u>	<u>314,100</u>			
65	<u>263,300</u>	<u>316,300</u>			
66	<u>264,700</u>	<u>318,300</u>			
67	<u>265,800</u>	<u>320,300</u>			
68	<u>267,100</u>	略			
69	<u>268,700</u>				
70	<u>270,200</u>				
71	<u>271,500</u>				
72	<u>272,900</u>				
73	<u>273,900</u>				
74	<u>274,900</u>				
75	<u>276,100</u>				
76	<u>277,100</u>				
77	<u>278,300</u>				
78	<u>279,400</u>				
79	<u>280,600</u>				
80	<u>281,800</u>				
81	<u>283,000</u>				
82	<u>283,900</u>				
83	<u>285,100</u>				
略	略				
再任用職員	略				
備考	略				

第2

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に、同日以前において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める事由に該当</p>

5 55歳以上の職員のうち人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員の第3項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第3項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～9 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に1.00分の1.00(特定管理職員にあっては、1.00分の1.20)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に1.00分の47.5(特定管理職員にあっては、1.00分の57.5)を乗じて得た額の総額

3～5 略

したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳以上の職員のうち人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

6～9 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に1.00分の1.05(特定管理職員にあっては、1.00分の1.25)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に1.00分の50(特定管理職員にあっては、1.00分の60)を乗じて得た額の総額

3～5 略

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>

第2

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中第2の表の改正部分及び第2条中第2の表の改正部分は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 第1条中第1の表の改正部分による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第24条の6第2項の規定及び第2条中第1の表の改正部分による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は令和4年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条中第1の表の改正部分による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又は第2条中第1の表の改正部分による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
（教育委員会規則への委任）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。